

各 自 治 会 長 様

小清水町長 久 保 弘 志

令和5年度小清水町高齢者等タクシー利用券の交付について

日頃より、本町の福祉行政にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、小清水町では、高齢者、障がいをお持ちの方及び自動車運転免許証を返納された方を対象に、町内における日常生活の移動交通手段の助成として、「小清水町高齢者等タクシー利用券」を交付しています。令和5年度より新たに妊産婦の方も交付対象となります。

つきましては、下記のとおり令和5年度の交付受付をいたしますので、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 高齢者等タクシー利用券について

『網走ハイヤー』を利用して町内を移動する際に、高齢者等タクシー利用券を使用することで、町内であればどこへでも300円でご利用いただけます。

2. 受付期間：令和5年3月23日（木）から（随時受付）

3. 交付の対象となる方

対 象 者	交付枚数	注意事項
①75歳以上の方（R5.4.1現在） ②身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方 ③精神手帳1級をお持ちの方 ④療育手帳A判定の方 ⑤妊婦及び1歳未満の乳児を養育する産婦（新規）	48枚	※人工透析患者の方は96枚交付いたします。 ※妊産婦の場合はお子様も同乗できます。
⑥75歳を迎える方 （S23.4.1～S24.3.31生まれの方） ⑦新たに②～④の手帳を交付される方 ⑧自動車運転免許返納者（75歳未満）	該当月から 一月あたり 4枚	※⑧の方は公安委員会が発行する <u>運転経歴証明書</u> または、 <u>運転免許の取消し通知書</u> 等をお持ちください。

4. 申請方法：役場でお申込みください。※本人を確認できるものをお持ちください。

5. お問い合わせ先：小清水町役場 保健福祉課福祉介護係・子育て支援係

☎ 62-4473

この事業は、「小清水町町税等の優良納付者の権利と義務に関する措置条例」の適用となりますので、申込者及び世帯の方の町税等の納付状況を確認させていただくことがあります。確認の結果、交付できない場合がありますのでご了承下さい。